

との取引を斡旋するというタイプの茶師は、むしろ理念的的存在と考えるべきで、彼らがもっとも重視するところは、自らが大名や公家とをつなぐ一つの回路としての役割であり、そうした権利を有しているという、自負であった。

三人家ではこの時期、上蘭が維持され、基本となる財産の堅実な運営・管理が成されていた。そうした事実のあらわれとして、ここではこの事件をうけとめておきたいと思う。

幕末すでに茶道はある程度、一般社会にも普及するが、このあたりに購入されたい茶道関係の出版物などが遺る（907～927）。各派の様式をさかんに勉強し、当時の三人家の人びとが、各階各層のさまざま茶人たちと円滑な付き合いをめざしたことがうかがえる。

## 明治時代の三人家

明治八年（一八七五）、フィラデルフィアで開催された万国博覧会での授賞を皮切りに、当時の上林三入つまり盛厚は、内国博覧会、品評会などに次から次へと碾茶や玉露を出品し、入賞を繰り返した。近代の歴史資料の特徴は、まずなんといっても、数々の荣誉に輝いた証としての賞状である。ただ、これらは当初から額装され、店内に飾られていたり、またまとめて別置してあった関係上、この目録に含むことができなかった。しかし、その関連の事務文書など（151～172・176～179・182～205）が多く遺されていて、これらを丹念に突き合わせていくと、当時の出品にいたる状況などが明らかにされるはずである。ここではそうしたなかから出品した茶の詳細などを記した、濃茶と玉露の解説書【3・4】を紹介しておいた。古式な製茶法は、今日と趣きを

異にすることもあろうが、あらためてそこから学びとるところも少ないのではなからうか。

なお、宇治郷については土地台帳の残りが比較的いいので、それぞれの生産地が具体的にどのあたりかを確認しようとしたところ、玉露の解説書にある宇文字の茶畑は、たしかに相応の地所が確認できる。しかし、碾茶を生産したとする宇妙楽の土地については、この前後の時期に三人家によって所有された形跡が見当たらない。

新しい時代の幕開けに、全国的・世界的に高品質を保証された数々の実績は、けっして三入一家に帰するものではなかったはずだ。茶の仕上げに秀でて、かつ流通にも明るい旧御茶師を先頭にしながら、宇治はもとより周辺地域全体でもって、多くの人びとが積極的に茶づくりとその発展に取り組んだ。品評会などの表彰状の背景に、そうした努力と営みを思い描くべきなのだろう。

近代の宇治へ、茶と同様に前代からうまく引き継がれた特徴は、名所・観光地としての態勢だった。語り文句ではないが、「お茶と観光」の二本柱は、古代からの景勝の地にじっくりと馴染んでいて、基本的には、今日もこれを踏襲しているといつてよい。

第四回の内国勸業博覧会が京都市岡崎で開催されるのに合わせて、宇治協会では、その前年の明治二十七年（一八九四）四月、宇治名勝の詩歌書画をプロアマを問わず、広く公募した。「遷都記念祭」と銘打った博覧会の会場に、応募作品を陳列するのだという。三星園本店には、この時に布告された案内文が遺されている【5】。協会の委員のなかに、平等院（浄土院）信徒総代が含まれていたことが、大きく影響したものと思われる。宇治協会は、衆庶の目を驚かせる遺物がない

く、また宇治や平等院に関わる有名な詩歌の真跡も皆無であるから、

新たに有名無名をとわず広く作品を募集し、博覧会の後は平等院の

「宝蔵」に納め、平常はその印刷物を常時公開するとした。

募集期間は、当初同年の九月までとされたが、博覧会開催直前の三月にまで延長された。博覧会に陳列はされただろうが、開催中やその後も作品は受け付けられたようである。やがて、集められた作品は、すべかどうかはわからないが、予定どおり大部な帳面にまとめられ、浄土院に三冊が遺った。ただ、当初企画された複製化して、常時観覧に供されることはなかったようだ。

三星園には、全体の資料群のなかで、額装され、長年店先近くに掲げられたために、変色し、極端に劣化した富岡鉄斎の扇面画など、やや異質な雰囲気で伝わるものがある。これらは、こうした機会をきっかけに、入手されたものかと思われる。平等院関係の記録【6・7】や「宇治八景」【8】も、このあたりの一連の動きやその波及的状况のなかで、三入家が蔵するところとなった作品ではないかと思われる。

【1】

由緒書

本国生国共 山城 京都町奉行支配

御茶師 養子

上林三入 巳歳三拾〇

慎徳院（徳川家慶）様御代弘化二巳年二月、養父三入跡相続被仰付、同年五月十一日所司代於御役宅酒井若狭守殿町奉行田村伊豫守伊奈遠江守御目附安部式部御数寄頭鈴木林碩御立会ニ而誓詞被仰付如養父時、御召方御茶御用相勤、公方様右大将様江毎年為年頭御祝儀御茶釜五本入一箱宛、公方様江毎年五月御夏切御茶一壺献上仕、毎年御茶袋紙五十枚拝領仕、巳年迄十三年相勤罷在候

一 先祖（幸盛）

藤村三入

宇治ニ而御茶仕立罷在候処、権現様（徳川家康）御代年月不知御茶御物御壺御用被仰付相勤、其後上林と改苗仕、年月不知江府江参上御目見仕、寛永年中奉願隠居仕、万治三子年四月廿八日病死仕候

一 先祖（幸永）

上林三入

大猷院（徳川家光）様御代寛永年中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江参上、御目見仕寛永年中奉願隠居仕、延宝九酉年三月廿八日病死仕候

一 先祖（幸貞）

上林三入

嚴有院（徳川家綱）様御代寛文中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江参上、御目見仕延宝七未年奉願隠居仕、同八申年十一月十四日病死仕候

一 先祖 (幸伯)

上林三入

嚴有院様御代延宝七未年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤御代替二付江府江參上仕、天和二戌年正月十五日御柄杓十本入一箱獻上仕、於御白書院御奏者番大久保隱岐守名披露ニ而御目見仕、同年二月九日於躑躅間若年寄衆御出座御老中大久保加賀守殿被仰渡候、御暇被下置金一枚頂戴仕、宝永二酉年奉願隱居仕、正徳四年午年三月十五日病死仕候

一 先祖 (盛光)

上林三入

常徳院 (徳川綱吉) 様御代宝永二酉年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、御代替二付江府江參上仕、宝永七寅年十一月朔日御柄杓十本入一箱獻上仕、於御白書院御納戸構御奏者番松平宮内少輔名披露ニ而御目見仕、同月六日於躑躅間若年寄衆御性名不知被仰渡、御暇被下置金一枚頂戴仕、享保十九寅年二月八日病死仕候

一 高祖父 (盛栄)

上林三入

有徳院 (徳川吉宗) 様御代享保十九寅年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、宝曆十四申年奉願隱居仕、天明六年正月廿六日病死仕候

一 曾祖父 (忠栄)

浚明院 (徳川家治) 様御代宝曆十四申年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、文化七年十月奉願隱居仕、文政二卯年九月十日病死仕候

一 祖父 (盛一)

文恭院 (徳川家齊) 様御代文化七年十月父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、文政十二丑年十二月奉願隱居仕、天保十一子年九月十日

病死仕候

一 養父 (盛之)

文恭院 (徳川家齊) 様御代文政十二丑年十二月養父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、弘化二巳年二月奉願隱居仕、嘉永二酉年九月廿日病死仕候

一 祖父養父私遠慮逼塞閉門等都而御咎之儀無御座候、以上

安政四巳年十一月

上林三入印

(宣之)

【2】

文化元年子十月 家建願書

宇治郷橋本町

(121)

乍恐奉願建前御訴訟

宇治郷橋本町願人 御茶師 上林三入

右絵図墨引之通、私所持屋敷地ニ有来り候、居宅及大破候付、此度梁行五間半、桁行六間半之本案并梁行四間半、桁行三間半台所并梁行式間半、桁行四間取附、并梁行三間桁行五間土蔵并梁行三間桁行三間味噌部屋、北ノ方ニ梁行式間桁行三間小屋、南ノ方ニ梁行式間半桁行式間之建物有来り候建物ニ取附、片端屋根其外棟数六ツ都而屋根瓦葺ニ普請仕度、朱引を記、奉願候、尤御制禁之普請等不仕、隣家合壁境目水吐等、何之差障茂無御座候間、右願之通御聞濟御赦免被成下候ハ、難有可奉存候以上

